

シルバー人材センター デジタル推進委員 公募要項

安城市シルバー人材センターでは、会員がデジタル社会に対応し、その恩恵を享受できるようにするため、デジタル推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

会員から委員を選定しますので、興味のある方を公募します。

●募集人数

2名程度

●応募要件

- ・安城市シルバー人材センターの会員であること。
- ・安城市シルバー人材センターのホームページの運用に関心があること。
- ・スマートフォンの活用に関心があること。
- ・安城市シルバー人材センターの運営におけるデジタル化に興味があること。

●職務内容

（デジタル推進委員会設置要領 第2条のとおり）

- ・スマートフォンの研修、講習等に関すること。
- ・ホームページに関すること。
- ・その他高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に関すること。

●活動内容

- ・年間3~5回の委員会に出席する。（委員会出席への報酬あり。）
- ・会員がデジタル社会に対応できるように推進活動や啓発活動を行う。

●選定までの流れ

応募期間：4/14(金)～4/24(月)

- ・自己PR（様式は任意）を作成し、事務局までメール、郵送又はご持参の上、申し込みください。

メールアドレス：anjo@sjc.ne.jp ※件名は「デジタル推進委員応募」と記載

（1次審査）

- ・自己PRを審査し、通過者にはこちらから2次審査の連絡をします。

（2次審査）4/26(水)又は4/27(木)の午前中

- ・自己PRをもとに面談いたします。
- ・委員の選定結果について、5月下旬に連絡します。

公益社団法人安城市シルバー人材センターデジタル推進委員会設置要領

（目的）

第1条 公益社団法人安城市シルバー人材センターは、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2章に定める基本理念に基づき、会員がデジタル社会に対応し、その恩恵を享受できるようにするため、デジタル推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）スマートフォンの研修、講習等に関する事。
- （2）ホームページに関する事。
- （3）その他高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に関する事。

（構成）

第3条 委員会の委員は、5名以内とし、次の者で構成する。

- （1）理事のうちから会長が任命する者
- （2）会員のうちから会長が任命する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- （1）委員会の議長は、委員長が当たる。
- （2）委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日以後、初めて委員に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年定時総会の終了までとする。